

不動産(土地・建物)に関する
相続登記の義務化について

不動産(土地・建物)に関する相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題になっています。そのため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

内容は次の通りです。

- 開始日：2024年4月1日
※2024年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(3年間の猶予期間があります)ので、ご注意ください。
- 相続人は、**不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に**、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。
- 正当な理由がないのに**相続登記をしない場合、10万円以下の**過料が科される可能性**があります。
- 遺産分割の話し合い**で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

土地・建物を相続したが、まだ登記をしていないという方は、申請義務違反とならないよう、ご注意ください。

負担軽減措置について

- 不動産価格が100万円以下の土地の相続登記や、数次相続が発生している場合の一次相続に係る登記について、登録免許税が免税される場合があります。(令和7年3月31日まで)
- 遺産分割協議がまとまらない場合には、より簡易な手続で相続登記の申請義務を履行したとみなされる「相続人申告登記」という新しい登記が利用できます。(令和6年4月1日から)

*本紙は2023年11月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

